農業女子プロジェクト　　サポーターズ運営要領

一部改正　平成２６年１１月５日
一部改正　令和６年１２月６日

（趣旨）

第１条　農業で活躍する女性の姿を広く周知し、存在感を高め、ひいては農業を選択する若手女性を増加させるとともに、参加企業のニーズ獲得、新たな市場開拓、企業イメージの向上等に資する農業女子プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の目的を達成するためには、その取組や情報を、農林漁業者、消費者や産業界などに加え、農業界の外の複層的な主体に対し幅広く発信することが重要である。

このため、知名度と情報発信力を有する者を「農業女子プロジェクトサポーターズ」（以下「サポーターズ」という。）として位置づけ、農林水産省経営局就農・女性課（以下「就農・女性課」という。）とともにプロジェクトの応援やＰＲ等を行うことで、プロジェクトの一層の認知度向上や活性化を図る。

（活動内容）

第２条　サポーターズは、第１条の目的を達成するため、自身の活動可能な範囲で、以下に掲げる活動を行う。

（１）　ホームページ、ブログ、Facebook など、自身の有するツールや所属するネットワークにより、プロジェクトの応援やＰＲを行うことを通じた、プロジェクトのファン層の拡大。

（２）　プロジェクトの推進に関して、就農・女性課が行うアンケートや情報の収集等への協力。

（推進体制）

第３条　サポーターズの事務局は、就農・女性課内に置く。

２　サポーターズの活動に要する費用は自己負担とする。

（サポーターズへの参加）

第４条　サポーターズへの参加要件は、プロジェクトに対して理解と関心があり、プロジェクトと外部との架け橋として、プロジェクトを応援し、盛りあげるための活動の実施及び事務局からの依頼等に協力が可能で、ホームページやソーシャルメディア等の情報発信ツールや、人的ネットワーク等を有する個人（男女不問）若しくは団体（マスコミ及び芸能関係者も可）で、サポーターズとして参加することが相応しいと認められる者とする。

２　サポーターズへの参加手続きは、以下（１）～（４）のとおりとする。

（１）サポーターズの参加を希望する者は、事務局に参加の意向を申し出る。

（２）参加を希望した者（以下「参加希望者」という。）に、事務局から別記様式農業女子サポーターズ登録書（以下「登録書」という。）、農業女子プロジェクト規約及び本運営要領を電子メール等により送付。

（３）参加希望者は、登録書に必要事項を記入し、電子メール等により就農・女性課に提出。

（４）就農・女性課において、登録書を確認の上、特段の支障がなければサポーターズへの登録を行う。

３　サポーターズ登録の有効期限は、農業女子プロジェクトの活動期（毎年１１月１日～翌年の１０月３１日の１年単位）に合わせて、毎期末に更新する。ただし、原則として自動更新とする。

（参加後のフォローアップ）

第５条　就農・女性課は、以下により、サポーターズの活動等をフォローアップする。

（１）サポーターズに対し、プロジェクトのロゴマークの電子媒体等、活動のための資材を送付する。

（２）サポーターズに対し、プロジェクトに関する各種情報を随時提供する。

（３）サポーターズの活動において、仮にプロジェクトに関する誤った情報の発信等を発見した場合は、当該サポーターズに対し、情報の削除等、適切な措置を求める。

（サポーターズからの登録取消）

第６条　サポーターズについて、以下（１）～（３）に該当することが判明した場合は、サポーターズから登録取消とする。

（１）　サポーターズとしての名義や権威を利用して、プロジェクトの信頼性を失墜させる行為が発覚した場合。

（２）　サポーターズ本人から登録取消の要望があった場合。

（３）　その他、就農・女性課において必要と認めた場合。

２　就農・女性課は、上記（１）～（３）に該当することが判明したサポーターズに対し、速やかにその旨を説明し、適宜の方法により、活動の停止や、交付した資材 の返還を求めるとともに、当該サポーターズについて、農林水産省ホームページや 経営局 Facebook ページなどで公表した情報を削除する。

附 則 本規約は、平成２５年１２月２５日から施行する。

附 則 本規約の一部改正は、平成２６年１１月５日から施行する。

附 則 本規約の一部改正は、令和６年１２月６日から施行する。